

3-5 ケアラー支援の充実

施策名	(1) 積極的な情報提供 (2) ケアラーの負担軽減 (3) ケアラー活動団体との連携・支援 (4) 職能団体等との連携促進・普及啓発
-----	--

現行施策の方針	○高齢者の増加や社会環境・生活環境等の変化により、今後も多様なケアラーの増加が見込まれます。また、責任感が強いほど自身の中で問題を抱え、うつ病や自殺等のリスクが増すことから、高齢者本人への支援とケアラー支援の充実を両輪で進めていきます。 ○孤立しやすいケアラーには、早い段階における本人の気づきや支援が肝心であり、そのための情報提供・発信、普及啓発等の取組が重要です。ケアラーの身近な相談先となり得る家族・親族、友人・知人をも想定した幅広い情報発信に加え、利用可能な支援・リソースをわかりやすく・具体的に伝えていきます。
---------	--

() は単年の受講者数

評価指標	実績値(総数)			目標値
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
ケアラーサポーター養成講座受講者数	27人 (19人)	48人 (21人)	66人 (18人)	60人
各福祉圏域1つ以上のケアラー等を支えるグループ活動	15か所	15か所	20か所 (5か所)	19か所

3-5 ケアラー支援の充実

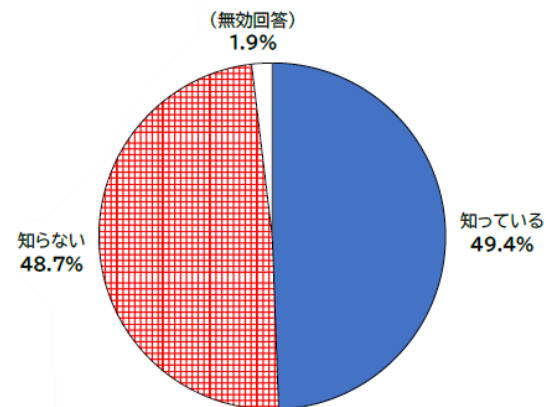
【現状整理】

9 期中の取組

- 知る機会の提供
 - ・ケアラー支援マップ（調布ゆうあい福祉公社作成）
 - ・ケアラーサポートブック（調布ゆうあい福祉公社作成）
- 活動支援
 - ・ケアラー団体情報交換会（調布ゆうあい福祉公社）
- 学ぶ機会の提供
 - ・介護者講座（地域包括ケア推進係）
 - ・介護教室（地域包括支援センター）
 - ・ケアラーサポーター養成講座（調布ゆうあい福祉公社）
 - ・ケアラーを支えるグループ学習会（調布ゆうあい福祉公社）
 - ・ケアラー向け介護技術講座（調布ゆうあい福祉公社）
- 心の支援
 - ・市、地域包括支援センター等の相談窓口
 - ・こころの相談室（地域包括ケア推進係）
 - ・ケアラー相談支援事業（調布ゆうあい福祉公社）
- 負担軽減
 - ・施策3-3 在宅生活を支えるサービスの充実
 - ・施設整備状況…R6 看護小規模多機能型居宅介護、夜間対応型訪問介護 開設
- つなげる、支える
 - ・ちょうふ在宅医療相談室
 - ・ヤングケアラー・コーディネーター（調布ゆうあい福祉公社）

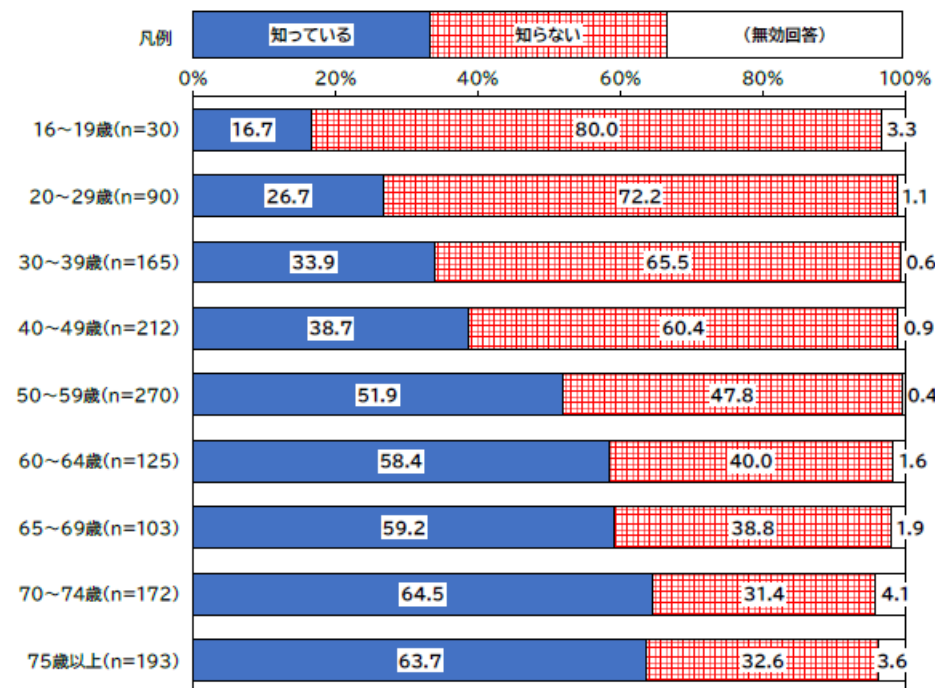
○地域包括支援センターの認知度

※令和7年度調布市民意識調査

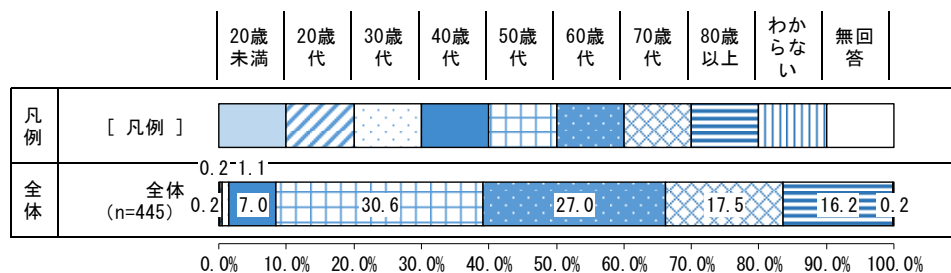


○「知っている」は49.4%、「知らない」は48.7%であり、前者が後者を0.7ポイント上回っています。

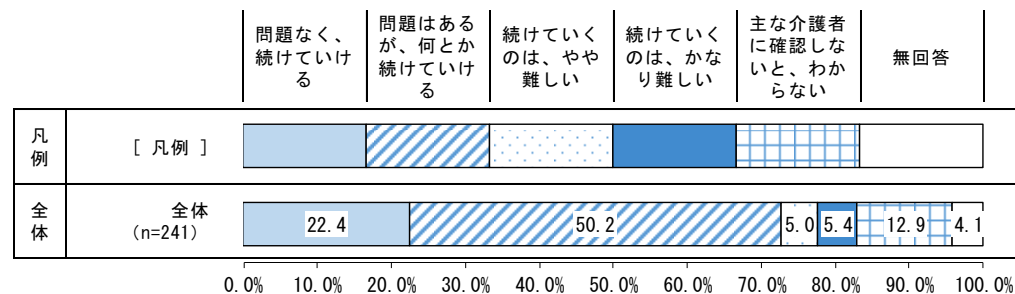
○「知っている」はおおむね年齢が上がるにつれて高くなる傾向にあり、50歳以上では50%を超えています。



3-5 ケアラー支援の充実

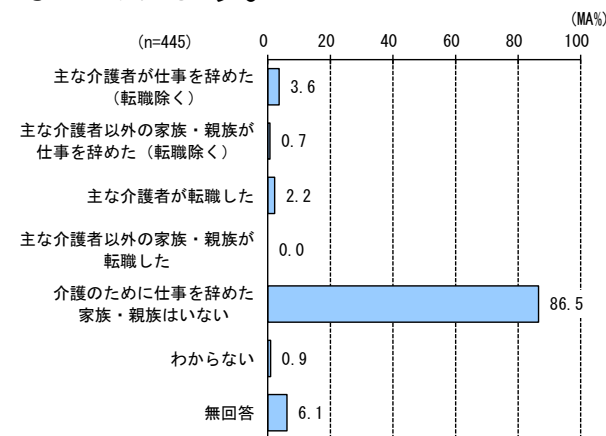


○主な介護者の年齢について、「50歳代」が30.6%で最も多く、次いで「60歳代」が27.0%、「70歳代」が17.5%となっています。



○主な介護者の就労継続の可否に係る意識について、「問題はあるが、何とか続けていける」が50.2%で最も多く、次いで「問題なく、続けていける」が22.4%、「主な介護者に確認しないと、わからない」が12.9%となっています。

○介護のための離職の有無について、「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」が86.5%で最も多く、次いで「主な介護者が仕事を辞めた（転職除く）」が3.6%、「主な介護者が転職した」が2.2%となっています。



※いずれも在宅介護実態調査

※育児・介護休業法の改正に伴い、2025年（令和7年）4月1日から、介護離職防止のための個別の周知・意向確認、雇用環境整備等の措置が事業主の義務に。また、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」において、子ども・若者育成支援推進法が改正され、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーが明記。

【課題】

- ・ 支援を必要とするケアラーの早期把握
- ・ 遠方の方へのケア支援
- ・ 介護者の孤立（負担、情報が入らない）
- ・ 介護離職に対応する事業者への支援

- ・ 多様化するケアラーへの支援
- ・ ケアラー支援団体の活動の場所の不足
- ・ AIへの相談増による人への相談の減少

3-5 ケアラー支援の充実

次期
施策
の方針

○高齢者の増加と社会環境の変化により、老老介護やダブルケア・ヤングケアラーなど多様なケアラーは今後も増加が見込まれます。責任感が強いケアラーほど内面に課題を抱え深刻化し、うつ病や自殺のリスクが高まることから、高齢者本人への支援とケアラー支援の負担軽減に向けた取り組みの充実を進めてまいります。

○孤立しやすいケアラーに対しては、早期の本人の気づきと支援が不可欠であるため、情報提供や発信、普及啓発に取り組むことが重要です。ケアラー本人のみならず相談先となり得る家族・親族や知人・友人にも情報が届くよう発信に努めるとともに、利用できる支援サービスや制度についてもわかりやすく具体的に伝えてまいります。

（評価指標・第10期目標値）

ケアラーサポーター養成講座受講者数（目標値：120人）、各福祉圏域1つ以上のケアラー等を支えるグループ活動（目標値：24か所）

第10期
計画
での
取組
検討
案

（1）積極的な情報提供

- ・認知症ガイドブック・サポートブック、ケアラー支援マップ、くらしの案内～シルバー編～などの情報ツールの充実と配架場所の増設、SNSやインターネット等の活用、他事業・イベント・機関等との連携を通じ、ケアラーへの積極的な情報提供・普及啓発を展開していきます。
- ・ケアラーのニーズに対応した介護者講座等を開催し、介護に関する知識の習得や学びの機会を提供していきます。
- ・ケアラーが抱える身体的・経済的負担や精神的負担・ストレスなど、多様な背景と要因を踏まえ、実態の把握および分析を継続して行い、それぞれの課題に即した支援や施策の提供、内容の充実を図ります。
- ・他自治体等の先進的な取り組みや事例を参考に、多様なケアラーに合わせた新たな支援の在り方・連携を検討していきます。
- ・就労の継続について課題を抱えながら介護を行っているケアラーも多い現状を踏まえ、相談窓口の案内や情報提供の多様化を検討してまいります。
- ・国や東京都等が実施する企業向け支援制度等について、事業者への情報提供・周知を図ります。

（2）ケアラーの負担軽減・レスパイト

- ・ケアラーの多様な選択肢を確保するため、介護保険サービス等の整備を進めます。特に、柔軟・複数回のサービス提供が可能な定期巡回・随時対応型訪問介護看護や小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護の整備に努めていきます。
- ・レスパイト（一時的な休息）に効果的なショートステイの普及啓発・体制確保を進めていきます。
- ・市が独自に実施する在宅サービス（一般施策）の充実・見直しを進めるにあたり、家族等介護者をはじめとした関係者のニーズを把握し、施策に反映させてまいります。

3-5 ケアラー支援の充実

(3) 各種関係団体等との連携

- ・ケアラー団体の活動は、ケアラー同士の情報交換や交流機会を創出し、感情に寄り添ったサポートを行うなど、孤立しやすいケアラーにとって欠かせない役割を担っていることから、その活動・運営を支援するとともに、情報・課題・ニーズの共有を丁寧に行っていきます。
- ・地域支え合い推進員やゆうあい福祉公社、地域包括支援センター等の関係機関を中心に、ケアラーが気軽に社会参加や相談・情報収集できるための支援・資源開発、認知症カフェや家族会等の地域住民がともに支え合う活動・地域づくりを促進していきます。

(4) 職能団体等との連携促進・普及啓発

- ・地域包括支援センターの総合相談支援機能の充実・活用に加え、居宅介護支援事業者や職能団体と連携した情報提供や相談窓口等の周知・紹介を促進していきます。
- ・三師会やちょうふ在宅医療相談室とケアラー支援に係る施策検討・情報連携を図っていきます。
- ・ヤングケアラーや若年性認知症、8050問題など、ケアラーの属性・世代を問わない包括的な支援を進めるため、他分野との積極的な連携や重層的支援体制整備事業との協働を促進していきます。
- ・ケアラーの心理・精神面のケアを充実させるため、臨床心理士等の専門職による相談機会の提供および周知を積極的に行ってまいります。